

函館市放課後児童クラブ I C T 化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、函館市放課後児童クラブ I C T 化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和 6 2 年函館市規則第 4 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金は、放課後児童健全育成事業を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ」という。）において、業務の I C T 化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費等に対して市が支援することにより、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図り、もって放課後児童健全育成事業を円滑に推進することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に届出のある、放課後児童健全育成事業を実施している者とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う、次に掲げる事業とする。

- (1) 連絡帳の電子化や、オンライン会議またはオンラインを活用した相談支援に必要な I C T 機器の導入等の環境整備事業
- (2) 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等事業
- (3) 前各号のほか、I C T 化の推進に資する機器等の整備事業

2 前項各号に掲げる事業の実施にあたり、函館市以外から補助金等を受ける場合、函館市の補助の対象外とする。

(補助対象者の責務)

第5条 補助対象者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第7条第1項に規定する申請書は別記第1号様式に、同条第2項第1号に規定する計画書は別記第2号様式に、同項第2号に規定する収支予算書は別記第3号様式によるものとする。

(補助対象事業の変更または中止)

第7条 規則第9条第1項第1号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、別記第4号様式によるものとし、その結果については、別記第5号様式により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 補助金等の交付の目的の達成のため弾力的な遂行を認める必要がある場合、または経費の目的を実質的に変更するものではない場合
- (2) 補助金の交付の対象となる経費（消費税および地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の2割以内の変更をする場合

2 規則第9条第1項第2号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、別記第6号様式によるものとし、その結果については、別記第7号様式により通知するものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の全額または50万円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項において、補助金の交付の対象となる経費を合計した額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額とする。

(交付決定の通知)

第9条 規則第10条に規定する通知書は、別記第8号様式によるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第17条第1項に規定する実績報告書は別記第9号様式に、同条第2項第1号に規定する実績書は別記第10号様式に、同項第2号に規定する収支決算書は別記第11号様式によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を令和6年1月31日までに市長へ提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 規則第18条第1項および第2項の規定による通知は、別記第12号様式の通知書によりするものとする。

(書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る書類を、補助金の額の確定する日の属する年度の終了後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、内閣総理大臣が別に定める期間まで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の財産の処分をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から内閣総理大臣が別に定める期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、財産を処分することにより収入があった場合は、市長は、その収入の

全部または一部を市に納付させることができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

放課後児童クラブICT化推進事業費
補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所

施設等名

代表者職氏名

連絡先

このことについて、下記により補助金の交付を受けたいので、函館市補助金等交付規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の概要

2 補助事業の着手および完了の予定期日

着 手 :

完 了 :

3 補助事業に要する経費 円

4 補助金交付申請額 円

別記第2号様式（第6条関係）

補助事業実施計画書

事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業実施者	・ 住 所 ・ 施設等名 ・ 代表者職氏名
施設種別	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
導入する機能 （該当する番号 を○で囲んでく ださい）	1. 利用者の入退所の管理に関する機能 2. 保護者との連絡に関する機能 3. オンライン相談・オンライン訪問に関する機能 4. 自動文字起こしに関する機能 5. 記録の共有に関する機能 6. 研修のオンライン化 7. 通訳や翻訳のための機器の導入
導入機器の名称 および事業内容	導入機器の名称 事業内容
事業により期待 される効果 （該当する番号 を○で囲んでく ださい）	1. 業務が効率的に行えるようになる 2. 残業時間が縮減される 3. 業務負担が軽減する 4. 利用者の利便性が向上する 5. 利用者に直接対応する時間が増える 6. 職員同士の話し合いの時間が増える 7. 研修機会が増える 8. その他（ ）
その他特記事項	

別記第3号様式（第6条関係）

補助事業収支予算書

収入の部

（単位：千円）

項 目	予 算 額		内 訳 等
		うち、補助対象事業	
函館市補助金			
自己資金			
合 計			

支出の部

（単位：千円）

項 目	予 算 額		内 訳 等
		うち、補助対象事業	
需用費			
役務費			
委託料			
備品購入費			
合 計			

別記第4号様式（第7条関係）

放課後児童クラブICT化推進事業費
補助金交付変更申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所

施設等名

代表者職氏名

連絡先

このことについて、 年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、その事業を下記の理由により変更したいので、函館市補助金等交付規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 補助事業に要する経費
変更前 金 円 変更後 金 円

※ 補助金等の額
変更前 金 円 変更後 金 円
(うち領収済額 金 円)

※ 補助事業等の完了期限
変更前 年 月 日まで 変更後 年 月 日まで

別記第5号様式（第7条関係）

放課後児童クラブICT化推進事業費
補助金変更交付決定通知書

函 子

年 月 日

補助対象者

住 所

施設等名

代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 放課後児童クラブICT化推進事業

年 月 日付けで変更申請のあった上記補助事業について、内容審査の結果、次のとおり変更決定したので、函館市補助金等交付規則第9条の規定により通知する。

ただし、承認すべき条件は、従前のとおりとする。

1 補助事業等の内容

- ※ 補助事業等に要する経費
変更前 金 円 変更後 金 円
- ※ 補助金等の額
変更前 金 円 変更後 金 円
(うち領収済額 金 円)
- ※ 補助事業等の完了期限
変更前 年 月 日まで 変更後 年 月 日まで
- ※ 補助金等の交付時期（概算払いの場合）
変更前 月 金 円 変更後 月 金 円

別記第6号様式（第7条関係）

放課後児童クラブICT化推進事業費
補助金中止申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所
施設等名
代表者職氏名

このことについて、 年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、その事業を下記の理由により中止したいので、函館市補助金等交付規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

【中止の理由】

別記第7号様式（第7条関係）

放課後児童クラブICT化推進事業費
補助金中止決定通知書

函 子

年 月 日

補助対象者

住 所

施設等名

代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 放課後児童クラブICT化推進事業

年 月 日付けで中止申請のあった上記事業については、
内容審査の結果、次のとおり中止決定したので、函館市補助金等交付
規則第9条の規定により通知する。

記

【中止の理由】

別記第8号様式（第9条関係）

放課後児童クラブICT化推進事業費
補助金交付決定通知書

函 子

年 月 日

補助対象者

住 所

施設等名

代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 放課後児童クラブICT化推進事業

年 月 日付けで申請のあった上記補助事業について、
内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市補助金等交付規則
第10条の規定により通知する。

記

1 この補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	補助金の額

2 この補助事業の完了期限は、年 月 日とする。

3 補助金の交付予定時期は、次のとおりとする。

4 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る補助金の交付の決定またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業を中止する場合
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合
- (3) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部または一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (4) 補助事業の遂行に当たっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれに当たること。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に係る書類を添えて市長に報告しなければならない。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
 - エ 天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - オ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (8) 補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (9) 補助事業者は、この補助事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の終了後、内閣総理大臣が定める期間まで保存しなければならない。

別記第9号様式（第10条関係）

放課後児童クラブICT化推進事業費
補助金実績報告書

年 月 日

函館市長 様

住 所

施設等名

代表者職氏名

年 月 日付け函子をもって補助金の交付の決定を受けた事業は、年 月 日に完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の概要

2	補助金交付決定通知額	円
3	補助金領収済額	円
4	補助金領収未済額	円

別記第10号様式（第10条関係）

補助事業実績書

事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業実施者	・ 住 所 ・ 施設等名 ・ 代表者職氏名
施設種別	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
導入した機能 (該当する番号 を○で囲んでく ださい)	1. 利用者の入退所の管理に関する機能 2. 保護者との連絡に関する機能 3. オンライン相談・オンライン訪問に関する機能 4. 自動文字起こしに関する機能 5. 記録の共有に関する機能 6. 研修のオンライン化 7. 通訳や翻訳のための機器の導入
導入機器の名称 および事業内容	導入機器の名称 事業内容
事業によりもた らされた効果 (該当する番号 を○で囲んでく ださい)	1. 業務が効率的に行えるようになった 2. 残業時間が縮減された 3. 業務負担が軽減した 4. 利用者の利便性が向上した 5. 利用者に対応する時間が増えた 6. 職員同士の話し合いの時間が増えた 7. 研修機会が増えた 8. その他 ()
その他特記事項	

別記第12号様式（第10条関係）

放課後児童クラブICT化推進事業費
補助金の額の確定通知書

函 子

年 月 日

補助対象者

住 所

施設等名

代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 放課後児童クラブICT化推進事業

年 月 日付けで実績報告のあった上記事業については、補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認められたので、函館市補助金等交付規則第18条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額

円